（参考）

契約書について

＊　既存の契約書様式があるときは、それを用いて構いません（必ずしも、契約書という名称を有する書面に限らない。）が、有償契約である以上、

　次の事項が書面上に明示されていることが必要です。

　　①　契約の内容（契約の当事者…一方の当事者は候補者本人であること、契約金額等）

　　②　候補者の申込意思と契約業者等の承諾意思（押印）

　契約書見本

一般運送契約書見本

車両賃貸借契約書見本

選挙運動用自動車燃料供給契約書見本

選挙運動用自動車運転手雇用契約書見本

選挙運動用ビラ作成契約書見本

選挙運動用ポスター作成契約書見本

見本

# 選挙運動用自動車の一般運送契約書

　葉山町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

１　内　　容

　　公職選挙法第141条に基づく、選挙運動用自動車の一般運送契約

２　車種及び登録番号

３　台　　数　　　　　台

４　契約期間

　　　　令和　　　年　　　月　　　日から

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日間

　　　　令和　　　年　　　月　　　日まで

５　契約金額（税込）　　　　　　　　　円

　　　　内訳　　　　１日　　　　　　　円×　　　　　日間

６　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は葉山町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条に基づき、葉山町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　なお、葉山町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足分を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、葉山町長には請求ができない。

７　その他

　契約を証するため、本契約書２通を作成のうえ、甲、乙、各々が署名、捺印し、各１通を保管する。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　甲　　葉山町議会議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　㊞

見本

# 選挙運動用車両賃貸借契約書

　葉山町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、車両の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

１　内　　容

　　公職選挙法第141条に基づく、選挙運動用車両の賃貸借

２　車種及び登録番号

３　台　　数　　　　１台

４　契約期間

　　　　令和　　　年　　　月　　　日から

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日間

　　　　令和　　　年　　　月　　　日まで

５　契約金額（税込）　　　　　　　　　円

　　　　内訳　　　　１日　　　　　　　円×　　　　　日間

６　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は葉山町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条に基づき、葉山町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　なお、葉山町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足分を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、葉山町長には請求ができない。

７　その他

　契約を証するため、本契約書２通を作成のうえ、甲、乙、各々が署名、捺印し、各１通を保管する。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　甲　　葉山町議会議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　㊞

見本

# 選挙運動用自動車燃料供給契約書

　葉山町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

１　内　　容

　　公職選挙法第141条に基づく、選挙運動用自動車の燃料供給

２　契約期間

　　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

３　供給場所

　　　所在地

　　　名　称

４　供給を受ける自動車の登録番号

５　供 給 量

　　期間中の総量（予定）　　　　　　　ℓ

６　契約金額（税込）　　　　　　　　　円

　　単価１ℓ当り　　　　円とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

７　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は葉山町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条に基づき、葉山町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　なお、葉山町長に請求する金額が、販売金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足分を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、葉山町長には請求ができない。

８　その他

　契約を証するため、本契約書２通を作成のうえ、甲、乙、各々が署名、捺印し、

各１通を保管する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　甲　　葉山町議会議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　㊞

見本

# 選挙運動用自動車運転手雇用契約書

　葉山町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転業務について次のとおり契約を締結する。

１　内　　容

　　公職選挙法第141条に基づく、選挙運動用自動車の運転手雇用

２　契約期間

　　　　令和　　　年　　　月　　　日から

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日間

　　　　令和　　　年　　　月　　　日まで

　　原則として毎日　　　時　　分から　　　時　　分まで

３　契約金額（税込）　　　　　　　　　円

　　　　　（１日につき　　　　　　　　円）

４　運転する車両の登録番号

５　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は葉山町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条に基づき、葉山町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　なお、葉山町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足分を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、葉山町長には請求ができない。

６　その他

　契約を証するため、本契約書２通を作成のうえ、甲、乙、各々が署名、捺印し、各１通を保管する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　甲　　葉山町議会議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

見本

# 選挙運動用ビラ作成契約書

葉山町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　　名

　　　公職選挙法第142条に定める選挙運動用ビラ

２　数　　量　　　　　　　　　　　　　枚

３　契約金額（税込）　　　　　　　　　円

　　　（単価　　　　　　円　　　銭）

４　納入期限

　　　令和　　　年　　　月　　　日

５　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は葉山町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第６条に基づき、葉山町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　なお、葉山町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足分を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、葉山町長には請求ができない。

６　その他

　契約を証するため、本契約書２通を作成のうえ、甲、乙、各々が署名、捺印し、各１通を保管する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　甲　　葉山町議会議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　乙　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

見本

# 選挙運動用ポスター作成契約書

　葉山町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　　名

　　　公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター

２　数　　量　　　　　　　　　　　　　枚

３　契約金額（税込）　　　　　　　　　円

　　　（単価　　　　　　円　　　銭）

４　納入期限

　　　令和　　　年　　　月　　　日

５　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は葉山町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第９条に基づき、葉山町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　なお、葉山町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足分を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、葉山町長には請求ができない。

６　その他

　契約を証するため、本契約書２通を作成のうえ、甲、乙、各々が署名、捺印し、各１通を保管する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　甲　　葉山町議会議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　乙　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞